

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき昭和39年香川県告示第677号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による鳥獣保護区の設定）で指定した五色台鳥獣保護区を次のとおり変更する予定であるので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年5月7日

香川県知事 池田豊人

1 名称

五色台鳥獣保護区

2 区域

高松市生島町地内の主要地方道高松王越坂出線と生島町267番地西側市道との交点を起点とし、同所から市道を北西に進み塩田跡地（香川県総合運動公園ほか）を取り巻く水路との交点に至り、同所から水路に沿って西に進み生島湾海岸に至り、同所から海外線に沿って左回りに進み坂出市大屋富町地内の青海川河口に至り、同所から青海川の東側の堤防に沿って上流に進み一般県道大屋富築港宇多津線との交点（松山橋）に至り、同所から一般県道大屋富築港宇多津線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を南に進み一般県道鴨川停車場五色台線との交点に至り、同所から一般県道鴨川停車場五色台線を東に進み市道中山町74号線との交点に至り、同所から市道中山町74号線を北東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月15日から令和16年11月14日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高200～500mほどの5つの峰が連なる山塊で、瀬戸内海国立公園に指定されている。

クヌギ、アベマキなどの落葉広葉樹や、カゴノキ、ウバメガシなどの常緑広葉樹が群生しており、野生鳥獣の種類も豊富である。

野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、森林鳥獣生息地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

5 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、令和6年5月7日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、令和6年5月7日から同月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、意見の要旨並びに住所、氏名及び職業を記載した意見書を香川県環境森林部みどり保全課に提出できる。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。